（様式第３号）

返礼品提案書

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　返礼品提供事業者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者

|  |  |
| --- | --- |
| 返礼品名 |  |
| 返礼品の価格 | 　　　　　　　　　円 | 返礼品の送料 | 　　　　　　　　　円 |
| 返礼品の概要 |  |
| 該当する地場産品基準（特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等第５条に定める基準）**※該当する項目にチェックをしてください。** | □　１　当該地方団体の区域内において生産されたものであること。 |
| □　２　当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。 |
| □　３　当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。 |
| □　４　返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。 |
| □　５　地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。 |
| □　６　前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。 |
| □　７　当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。 |
| * ７の２（宿泊）　当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であ

って、当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること |
| * ７号の３イ五万以下（宿泊）　当該地方団体の区域内に所在す

　る宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの |